

令和元年度 第5回 世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 公開講座

講演2 「文献からみた古代王権・国家のカミマツリと神への捧げ物」

西宮 秀紀 氏

日 時：令和元年10月26日（土）13:30-16:30

場 所：海の道むなかた館

はじめに

- ・沖ノ島祭祀・祭祀遺物をどのように捉えるか。  
『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』(吉川弘文館、1958年)・『続沖ノ島宗像神社沖津宮祭祀遺跡』(吉川弘文館、1961年)・『宗像沖ノ島』(宗像大社復興期成会、1979年)、岡崎敬「総括編」(上記『宗像沖ノ島』所収)・佐田茂『沖ノ島祭祀遺跡』(ニュー・サイエンス社、1991年)・弓場紀知『古代祭祀とシルクロードの終着地 沖ノ島』(新泉社、2005年)・笹生衛「宗像沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造」(『日本古代の祭祀考古学』所収、吉川弘文館、2012年)・同『「宗像・沖ノ島と関連遺跡群」研究報告I』(2012年)等
- ・沖ノ島祭祀研究の特徴・・・何よりも、ほぼ手つかずであったその膨大な質・量の考古遺物と、巨岩に関わる特異な祭場という考古学的発見から始まったため、その夥しい祭祀遺物の語るところから、沖ノ島祭祀の位置づけがなされている。
- ・沖ノ島祭祀の問題点・・・沖ノ島に残されてきた考古遺物は実に四世紀から九世紀に及ぶが、文献上沖ノ島自体で直接祭祀を行ったという明確な記事は、実は見あたらない。それにもかかわらず、多くの論者が沖ノ島祭祀をヤマト王権の祭祀との関係や律令制祭祀の先駆形態がみられるなどと述べるのは、専ら考古遺物によるものである。直接的な文献論拠によるものではない。
- ・文献史学の立場からの言及もあるが、近年は殆どない。  
井上光貞「古代沖の島の祭祀」(『日本古代の王権と祭祀』所収、東京大学出版会、1984年)・岡田精司「航海と外征の神」(『神社の古代史』所収、1985年)等
- ・そこで、沖ノ島の考古学遺物から少し離れ、まず沖ノ島祭祀と関連する文献からみえる宗像神や宗像神社を検討し、次に主として律令制神祇祭祀以前のカミマツリや祭祀具、そして神宝や幣物などの文献記事を取り上げ検討する。
- ・それらを踏まえて、沖ノ島や宗像神(社)のカミマツリや、神祇祭祀の復元を行う手順を採りたい。

## 第1章 文献にみえる宗像神

### 1 記・紀神話の宗像三神

- ムナカタノカミの登場・・・記・紀神話の高天原神話中の瑞珠盟約に関する記事
- 史料 A『古事記』・B『日本書紀』第六段瑞章盟約章本文・C『日本書紀』第六段瑞章盟約章第一の一書・D『日本書紀』第六段瑞章盟約章第二の一書・E『日本書紀』第六段瑞章盟約章第三の一書
- ・C・E→D→A・B順に、潤色の割合が相対的に少なくなる(亀井輝一郎説)
- ・C「乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神宜降居道中、奉助天孫、而為天孫所祭也」→日神が「汝三神、道中に降り居て、天孫を助け奉りて、天孫の為に祭られよ」と述べたとある。→沖ノ島は北九州から朝鮮半島への道中(日本古典文学大系・新編日本古典全集)にあり、更に「天孫をお助け申し上げて、そして天孫によって祭られなさい」とする説(新編日本古典文学大系)によれば、天皇(大王)によって三女神が祭られていた(或いは『日本書紀』編者が認識していた)ことになる。→即ち王権の守護神であり、王権によって祭られていた、あるいは少なくともそのような認識を『日本書紀』編者がもっていた。
- ・三神(タキリビメ(オクツシマヒメ)・タキツヒメ・イチキシマヒメ(サヨリビメ))は霧・激流・斎女の化身で、奥津宮・中津宮・辺津宮のどれにあてるか、遅くとも奈良時代から諸説ある。
- 史料 E→筑紫水沼君等が祭る神(別伝、水沼氏、道主貴神(三女神)祀る別伝あり)
- 史料 ①『日本書紀』雄略天皇10年9月戊子条 宇佐島→大分県宇佐?、筑紫水沼君→筑後国三瀨(三瀨郡三瀨町→久留米市、三瀨郡大木町)(別本、筑紫嶺県主)・同4年2月甲子条景行天皇の妃襲武媛の子国乳別皇子は水沼別始祖なり

- ・同天皇18年7月丁酉条(水沼県主猿大海)→別・県主という筑後在地首長層
- 2 四世紀後半～五世紀の胸形大神
- 史料 ②『日本書紀』応神天皇是月(37年2月)条・呉の工女(参考③『日本書紀』応神天皇37年2月朔条、⑧雄略天皇12年4月己卯・⑨同14年正月戊寅条と類似)
  - ⑪『日本書紀』履中天皇5年3月朔条・⑫同10月甲子条
  - ⑬『日本書紀』雄略天皇9年2月朔条・⑭同3月条
- ・②～⑨四世紀後半～五世紀の「胸形大神」の伝承をみると、「胸形大神」は王権と中国や朝鮮半島との間の対外交渉(戦争も含む)関係のさいに、神意を示して宗教的権威があり崇敬を受けており、それへの見返りとして工女や神民が捧げられたことがあったことがわかる。
- ・⑪・⑫筑紫三神の祟り→筑紫の車持部を収公し三神に奉る。
- ・⑬・⑭雄略朝に、対新羅戦争のため使者と采女を遣わし、胸方神を祀らせる→対外関係の託宣を天皇(大王)にくだしている。
- 3 天武朝以降の神主と神社・神階
- 史料 ⑮『日本書紀』天武天皇2年(673)2月癸未条、これ以前に胸形君徳善の娘尼子娘を娶り、高市皇子を儲ける。
  - ⑯『類聚三代格』元慶5年(881)10月16日太政官符、⑰『日本三代実録』同年月日条
  - ⑱『延喜式』卷九・神名上6大和国条・・・宗像神社三座
- ・但し、宗像郡郡司と宗像神社神主兼任や補任・叙位など、神主関係記事は奈良時代以降多い。⑲『類聚三代格』延暦19年12月4日太政官符
- 史料 ⑲『日本書紀』持統天皇六年五月庚寅条・⑳同年十二月甲申条
  - ・六世紀以降、ヤマト王権のカミマツリの中で、沖ノ島の位置付けは相対的に低下し、その間奉斎氏族宗形氏が中心となって、カミマツリを任されていた可能性が高い。
- 史料 ㉑『続日本紀』文武天皇二年三月己巳条・㉒『令集解』選叙令7同司主典条・㉓『新抄格勅符抄』封戸74戸(大同元年(806))
  - ㉔『延喜式』卷一・四時祭条3祈年祭条・㉕祈年祭官幣条・㉖祈年祭国幣条
  - ㉗『延喜式』卷三臨時祭28名神祭条・㉘『延喜式』卷十神名下44筑前国条
- ・奈良時代、神郡が設置された神宮は特に経済的保証が行われていたが、それでも班幣対象としては、最終的に『延喜式』に登録された三一三二座の中の一座であり、それとは別の機能を有する律令制神祇祭祀の奉幣対象とはならなかった。
- 史料 ㉙『日本紀略』承和9年7月乙未条・㉚『日本三代実録』貞観12年2月15日条
  - ・例えば遣唐使などがもたらした希少価値の高い物は、臨時の奉幣の形で届けられた可能性や、宗像神主が代替わりのさい叙位・賜物を受けたさい、持ち帰り宗像神社に奉獻される可能性がある。
  - ・可能性として朝廷からの臨時奉幣による宗像神への神への捧げ物か、宗像氏が朝廷から、あるいは独自に入手した神宝的な物を献上した遺物が、沖ノ島の祭祀遺物と考えられる。
  - ・その他、沖ノ島の祭祀遺物を考える場合、宗像氏によるカミマツリ以外に、中津宮・辺津宮周辺の海岸地域や近海で漁を行う漁民の信仰も、考えるべきか。
  - ・奈良時代当時の玄界灘航海史料・・・ ㉛『万葉集』卷十六ー3869左題・㉜『日本三代実録』貞観18年3月9日条

## 第2章 ヤマト王権時代のカミマツリと神への捧げ物

- ・記・紀や『風土記』『万葉集』を素材として、主にヤマト王権時代のカミマツリの方法や祭祀具(関係品)について、王権・首長・民間祭祀の形態を明らかにする。ただし、神話伝承や五世紀以前の天皇にかけられた記事は、史実として捉えるのではなく、それらの記事が描くカミマツリや神への捧げ物の「型」を取り出し、それが律令制祭祀などとどのような関係にあるのか。(例)鏡・玉(瓊)・木綿・櫛・劍⑬・⑭・⑮・⑯(宗像神、玉⑰)、兵器⑱・⑲・⑳、容器㉑(神酒㉒)、比羅伝㉓、船・水田→

神地・神田⑬、人・馬⑱、神衣・機織⑩、琴ほか、祭祀の身体技法④

### 第3章 神宝と幣物

- ・神に捧げられる神宝や、律令制神祇祭祀の関係するミテクラ・ヌサ・幣物などについて、どのような祭祀形態に、どのようなカミマツリの神への捧げ物が対応するのか。
- ・神宝（例）伊勢神宮神宝⑫・石上神宮⑭、幣帛⑪

おわりに

1. ヤマト王権と胸形神との直接的な信仰の関係は、文献上では五世紀が画期であり、六世紀以降の王権との関わりは薄かったとみなさざるをえない。遅くとも五世紀段階に、胸形大神は王権と中国や朝鮮半島との間の対外交渉（戦争も含む）関係のさいに、神意を示して宗教的権威があり、それへの見返りとして天皇（王権）から職工女や神戸が捧げられたことがわかる。
2. 奈良時代に入り、宗像神郡を母体とした宗像神社は、神主が郡司と兼任という形を取り、宗形氏が宗像神社の奉祭氏族として祭祀を取り仕切っていたと思われる。そのことは七世紀以前にも遡らせて当然考えられることであろう。
3. しかし、対外交渉関係で重要な遣隋使や遣唐使派遣のおり、宗像神は直接的に王権の信仰を思わせるような記事はない。遣隋使・遣唐使が沖ノ島を経由する記事も管見の限りでは見あたらないし、現存する『風土記』を見ても肥前国の松浦郡が停泊地となっており、直接南路で中国に到達するルート以前は壱岐・対馬を経て朝鮮半島に上陸、あるいは經由するのが、安全な航海ルートであったのであろう。つまり王権にとって、少なくとも六世紀以降航海神としては直接の重要度が認められていないということである。
4. このことは、ヤマト王権のカミマツリの中での位置付けが、六世紀以降相対的に低下し、その間奉祭氏族宗形氏のカミマツリ形態に任されていた可能性が高い、と考える。それは律令制神祇祭祀（『延喜式』中の神祇祭祀）の中に、宗像の祭祀が取り込まれなかったことから言えよう。出雲の神宮と同様で、恐らく在地での遅くとも五世紀以来の信仰形態が強固なため、それに委ねる傾向が強かったのであろう。皇祖神を祭る伊勢神宮などを除き、その形態がとられたと思われる。
5. 天智朝の白村江の戦い前後においても、また天武・持統朝における臨時の奉幣でも宗像神は文献に現れない。奈良時代になれば、航海神としては住吉神社が重視されており、また対外関係が緊迫したおりなどは筑前国の香椎廟などが注目され、それへの奉幣が重視されるようになっていたのである。
6. 律令国家にとって、基本となる班幣対象に宗像神社も入っていたが、それは全国の三一三四座に及ぶ神社の中の一社であり、それとは別の機能の臨時の奉幣の対象すら『続日本紀』による限りになっていない。ただし念のために付言するならば、『続日本紀』に記載がないとあって、完全になかったことを意味していない。しかし、特記されていないことは確かである。
7. 奈良時代、宗像神主は出雲神主と同様代替わりに、朝廷から叙位を受けるぐらい宗像神（社）への認識度は高かったが、それはヤマト王権時代の五世紀代の王権守護神としての歴史と、七世紀後半の高市皇子の母方の出身地であるということ、それに記・紀神話に宗像三神が皇祖との関わりで記載されているという伝承が作用したものであり、すでに国家の中で伝統的（社）としての確固たる地位を占めていたことを示している。ただ国家から見た対外交渉神としての性格は薄れていたと思われる）、むしろ宗像神郡地域での地域神として信仰を、集めていたのではあるまいか。
8. 律令制神祇祭祀以前のカミマツリの身体技法や祭祀具について、文献から明らかにできるものについて史料を挙げ総合的に検討した。具体的には、鏡・玉・木綿・櫛・剣、兵器、容器、船・水田、人・馬、神衣・織機、琴などである。それ以外に、神への捧げ物と類似する神宝をとりあげ、最後に律令制神祇祭祀の幣帛・幣物と『延喜式』の臨時祭や伊勢神宮祭祀にみられる幣物も取り上げた。以上の分析は沖ノ島の祭祀遺物だけでなく、今後祭祀遺跡を考える手がかりとなるであろう。

9. 筑前国の宗像郡の宗像神社三座は『延喜式』に並びに名神大とあり、延暦一七年以降は「座別糸三両、綿三両」の幣帛が、筑前国司から班幣されただけであった。それ以前、神祇官で班幣されていた場合には、「絶・五色薄絶・倭文・木綿・麻・庸布・倭文纏刀形・絶纏刀形・布纏刀形・四座置・八座置・楯・槍鋒・弓・鞞・鹿角・鍬・酒・鮓・堅魚・腊・海藻・滑海藻・雑海菜・塩・酒埵・罌葉薦」が班幣された可能性がある。また平安時代に入ってから臨時祭である名神祭のおりも、宗像神社三座については「絶・綿・糸・五色薄絶・木綿・麻・罌料薦」が奉られ、大禱の場合は絶をさらに追加し、糸の代わりに布が捧げられることになっていた。
10. 正式な律令制神祇祭祀の神への捧げ物は以上であるが、それらのうち布帛・木製品・魚介類・海藻類・塩などは、考古遺物としてはまず残らないモノであろう。可能性があるのは鉄製の鍬か土器の酒埵ぐらいである。しかし、沖ノ島での祭祀遺物とは合致しない。そのことは、上記してきた律令制神祇祭祀の祭祀遺跡ではないということになる。
11. なお、これら以外のモノは、臨時の奉幣物となるであろう。宗像神社への臨時の奉幣は奈良時代には記録が残されていないが、九世紀にはみられる。例えば承和九年（八四二）七月乙未（26）に崇りがあったため、筑前国宗像などの諸社に使を派遣して奉幣をおこなっている。また、五世紀代の王権守護神を彷彿とさせる記事として、貞観十二年（八七〇）二月十五日（28）宗像大神への協力を讃えてわが皇太神と称し、新羅入寇への鎮護を祈っている。このように、崇りや祈禱の場合、臨時の奉幣が行われたことを示していよう。そのおり幣物が朝廷からもたらされたことは言うまでもない。

- ・以上のことからすれば、四～九世紀における沖ノ島祭祀は次のように復元できる。四世紀から百済国とヤマト王権との対外交渉が行われ、それに付随するカミマツリが宗像地域の首長を通じて行われていた。五世紀になり、ヤマト王権の全国支配が固まる中、朝鮮半島との交渉が活発になるにつれ、宗像神への直接的なカミマツリも行われたことがあったが、対外交渉祈願を込め王権からの要請で、恐らく宗像氏を通じて沖ノ島でのカミマツリが行われたと思われる。その意味で、王権守護神でもあった。六世紀以降、王権からの直接のカミマツリはしばらく見あたらなくなるが、宗像氏が中心になって沖ノ島のカミマツリは行われていたと思われる。七世紀後半から、ヤマト王権のカミマツリが整備されだし、やがて八世紀初頭に律令制神祇祭祀が成立する。その中で、宗像三座に対して班幣が行われるが、それは宗像神主を通じて行われた。当然沖ノ島への朝廷からの幣物は、神主が直参して受け取ったはずである。それ以外に、国家から臨時の奉幣の対象になった可能性があり、九世紀には朝廷から使者が派遣・奉幣されている記事がある。つまり沖ノ島には、四～九世紀を通じて臨時奉幣の場合の幣物が、含まれる可能性があるということである。それとは別に宗像神社は宗像氏の氏神として、奉祭の対象となっており、稲作あるいは漁業に関する祭祀が行われていたであろう。その場合、神主が沖ノ島に上陸して執り行なわれることもあったであろう。つまり宗像氏として宗像神社、つまり沖ノ島の沖津宮にも幣（ヌサ）が独自に捧げられることがあった。また、それとは別に沖ノ島を信仰する宗像周辺の漁民によって、ヌサが個々に奉られることがあった可能性も十分ある（巨岩への信仰祭祀や峠のような境界祭祀も参考となる）。その意味で、沖ノ島の祭祀遺物を考えれば、やはり宗像氏の宗像三神に対するカミマツリ・祭祀や、中津宮・辺津宮宗像神社周辺の海岸地域や島の漁民による沖ノ島への信仰による祭祀具をまず考えるべきであろう。その上で、朝廷からの臨時奉幣による宗像神への幣物か、宗像氏が朝廷からあるいは独自に入手した神への捧げ物や神宝的な物を献上した遺物が、沖ノ島の祭祀遺物だと考えるのがよいように思われる。言わば王権・国家一族一漁民という三重のカミマツリ或いは祭祀構造が宗像神社、ひいては沖ノ島祭祀にみられるものであり、沖ノ島の祭祀遺物は、その観点から分類して捉える必要がある。

【参考】西宮同名論文（『宗像・沖ノ島と関連遺跡群』研究報告Ⅱ-1、2012年3月）

故余して、各天安河を中に置き、宇氣布時、天照大神、先づ建速須佐之男命ノ所佩かせる十拳劍を乞ひ度して、三段に打ち折り而、奴那登母と由良途、此ノ八字は首を以る。下は此に效ふ。天之真名井に振り濺ぎ而、佐賀美途迦美而、佐目り下ノ六字は首を以る。下は此に效ふ。吹き棄つる氣吹之狹霧於所成りませる神ノ御名は、多紀理毗売命。此ノ神ノ名は首を以る。亦ノ御名は、奥津嶋比売命ト謂ふ。次に、市寸嶋上比売命。亦ノ御名は狹依毗売命ト謂ふ。次に、多岐都比売命。三柱、此ノ神ノ名は首を以る。速須佐男命、天照大神ノ左ノ御美豆良に所纏かせる八尺ノ勾繩之五百津之美須麻流ノ珠を乞ひ度し而、奴那登母と由良途、天之真名井に振り濺ぎ而、佐賀美途迦美而、吹き棄つる氣吹之狹霧於所成りませる神ノ御名は、正勝吾勝と速日天之忍穗耳命。亦、右ノ御美豆良に所纏かせる珠を乞ひ度し而、佐賀美途迦美而、吹き棄つる氣吹之狹霧於所成りませる神ノ御名は、天ノ善牟能命。番目り下ノ三字は首を以る。亦、御纒に所纏かせる珠を乞ひ度し而、佐賀美途迦美而、吹き棄つる氣吹之狹霧於所成りませる神ノ御名は、天津日子根命。又、左ノ御手に所纏かせる珠を乞ひ度し而、佐賀美途迦美而、吹き棄つる氣吹之狹霧於所成りませる神ノ御名は、活津日子根命。亦、右ノ御手に所纏かせる珠を乞ひ度し而、佐賀美途迦美而、吹き棄つる氣吹之狹霧於所成りませる神ノ御名は、

日本書紀 神代上卷 第九本 文

時に、天照大神復問ひて曰はく、「若し然らば、何を以てか爾が赤心を明さむとする」とのたまふ。対へて曰はく、「請はくは、姉と共に誓はむ。夫れ誓約の中に、誓約之中、此に宇氣能美難留と云ふ。必ず子を生むべし。如し吾が生まむは、女ならば、濁心有りといひ為すべし。若し是男ならば、清心有りといひ為すべし」とのたまふ。是に天照大神、乃ち素戔嗚尊の十握劍を索め取らし、打ち折りて三段に為し、天真名井に濯ぎ、結然に咀嚼みて、結然咀嚼、此には佐賀美途迦美と云ふ。吹き棄つる氣噴の狹霧、吹棄氣噴之狹霧、此には浮沢宇都御浮能佐理と云ふ。に生める神、号けて田心姫と曰す。次に市杵島姫。凡て三女なり。既にして素戔嗚尊、天照大神の誓、鬘と腕とに纏かせる八坂瓊の五百箇御統を乞ひ取り、天真名井に濯ぎ、結然に咀嚼みて、吹き棄つる氣噴の狹霧に生める神、号けて正哉吾勝速日天忍穗耳尊と曰す。次に天穗日命。是出雲臣・土師連等が祖なり。次に天津彦根命。是凡川内直。山代直等が祖なり。次に活津彦根命。次に能野櫛櫛日命。凡て五男なり。是の時に天照大神、勅して曰はく、「其の物根を原ぬれば、八坂瓊の五百箇御統は、是吾が物なり。故、彼の五男神は、悉に是吾が兒なり」とのたまひ、乃ち取りて子養したまふ。又勅して曰はく、「其の十握劍は、是素戔嗚尊の物なり。故、此の三女神は、悉に是爾が兒なり」とのたまひ、便ち素戔嗚尊に授けたまふ。此則ち筑紫の胸肩若等が祭れる神、是なり。

第一 一書に曰く、日神、本より素戔嗚尊の武健くして

物を凌ぐ意有るを知らしめせり。其の上至るに及びて、便ち謂はく、「弟の来る所以は、是善意に非じ。必当ず我が天原を奪ふべし」とおもほして、乃ち大夫の武き備を設けたまひ、躬に十握劍・九握劍・八握劍を帯ぎ、又背上に鞭を負ひ、又臂に稜威の高鞆を著け、手に弓箭を捉り、親ら迎へ防禦きたまふ。是の時に素戔嗚尊告して曰はく、「吾、元より悪心無し。唯、姉と相見えむと欲ひ、只に暫く来つるのみ」とのたまふ。是に日神、素戔嗚尊と共に、相對ひて誓を立てて曰はく、「若し汝が心明淨くして、凌奪はむといふ意有らずは、汝が生まむ兒、必当ず男なるべし」とのたまふ。言ひ訖り、先づ帯かせる十握劍を食して兒を生みたまふ。瀧津島姫と号す。又八握劍を食して兒を生みたまふ。市杵島姫と号す。又九握劍を食して兒を生みたまふ。田心姫と号す。凡て三女神なり。已にして素戔嗚尊、其の頸に嬰がせる五百箇御統の瓊を以ちて、天津名井に濯ぎ、亦は去來之真名井と名ふ、之を食

第二 一書に曰く、

素戔嗚尊天に昇らむとする時に、一神有り。羽明玉と号す。此の神、迎へ奉りて、瑞八坂瓊の曲玉を進る。故、素戔嗚尊、其の瓊玉を持ちて、天上に到る。是の時に天照大神、弟に悪心有らむを疑ひたまひて、兵を起し詰問りたまふ。素戔嗚尊對へて曰はく、「吾来し所以は、実に姉と相見えむと欲ひてなり。亦珍宝の瑞八坂瓊の曲玉を献らむと欲ひしのみ。敢へて別に意有るにあらぬなり」とのたまふ。時に天照大神、復問ひて曰はく、「汝が言の虚実、何を以てか驗とせむ」とのたまふ。對へて曰はく、「請はくは、吾と姉と共に誓約を立てむ。誓約の間、女を生まば黒心と為ひたまへ。男を生まば赤心と為ひたまへ」とのたまふ。乃ち天真名井三処を掘り、相与に對ひて立たす。是の時に天照大神、素戔嗚尊に謂りて曰はく、「吾が帯かせる劍を以ちて、今し汝に奉らむ。汝は汝が持たせる八坂瓊の曲玉を以ちて、予に授けよ」とのたまふ。如此約束りて、共に相換へて取りたまふ。已にして天照大神、則ち八坂瓊の曲玉を以ちて、天真名井に浮け寄せ、瓊の端を齧ひ断ちて、吹き出づる氣噴の中に神を生じたまふ。市杵島姫命と号す。是は遠瀛に居す者なり。又瓊の中を齧ひ断ちて、吹き出づる氣噴の中に神を生じたまふ。中を齧ひ断ちて、吹き出づる氣噴の中に神を生じたまふ。田心姫命と号す。是は中瀛に居す者なり。又瓊の尾を齧ひ断ちて、吹き出づる氣噴の中に神を生じたまふ。瀧津島姫命と号す。是は海浜に居す者なり。凡て三女神なり。是に素戔嗚尊、持たせる劍を以ちて、天真名井に浮け寄せ、劍の末を齧ひ断ちて、吹き出づる氣噴の中に神を生じたまふ。天穗日命と号す。次に正哉吾勝速日天忍穗耳尊。次に天津彦根命。次に活津彦根命。次に能野櫛櫛日命。凡て五男神と、爾云ふ。

第三 一書に曰く、日神、素戔嗚尊と天安河を隔てて相

對ひ、乃ち誓約を立てて曰はく、「汝、若し奸賊之心有らずは、汝が生まむ子、必ず男ならむ。如し男を生まば、予以ちて子として天原を治らしめむ」とのたまふ。是に日

乘つる氣吹之狹霧於所成りませる神ノ御名は、熊野久須毗命。久自り下ノ三字は首を以る。并せて五柱。於是、天照大神、速須佐之男命に告らさく、「是ノ、後に所生りましし五柱ノ男子者、物実我が物に因りて所成りませり。故、自ら吾が子なり。先に所生りましし三柱ノ女子者、物実、汝が物に因りて所成りませり。故、乃ち汝が子なり。」如此詔り別きましき。故、其ノ、先に所生りませる神、多紀理毗売命者、胸形之奥津宮に坐す。次に、市寸嶋上比売命者、胸形之中津宮に坐す。次に、田守津比売命者、胸形之邊津宮に坐す。此ノ三柱ノ神者、胸形君等之以ち伊都久三前ノ大神者也。故、此ノ、後に所生りませる五柱ノ子之中に、天善比命之子、建比良鳥命、此は、出雲國造・无耶志國造・上菟上國造・下菟上國造・伊自牟國造・津嶋國直・遠江國造等之祖ノ。次に、天津日子根命者、凡川内國造・額田部兼坐坐・茨木國造・後田中直・山代國造・馬來田國造・道尻岐國造・周芳國造・倭池知造・高市県主・蒲生稻寸・三枝部造等之祖ノ。

余して、速須佐之男命、天照大神神に白さく、「我が心清く明し。故、我が所生める子は手弱女得つ。此に因りて言さ者、自ら我勝ちぬ。」ト云ひ而、神、先づ其の十握劍を食し、兒瀧津島姫命を生じたまふ。亦は市杵島姫命と名す。又九握劍を食し、兒瀧津島姫命を生じたまふ。又八握劍を食し、兒田心姫命を生じたまふ。已にして素戔嗚尊、其の左の臂に纏かせる五百箇御統の瓊を含み、左の手の掌中に著きて便ち男を生じたまふ。則ち稱して曰はく、「正しき哉、吾勝ちぬ」とのたまふ。故、因りて名けて勝速日天忍穗耳尊と曰す。復右の臂の瓊を含み、右の手の掌中に著きて天穗日命を生じたまふ。復頭に嬰がせる瓊を含み、左の臂の中に著きて天津彦根命を生じたまふ。又右の臂の中より活津彦根命を生じたまふ。又右の足の中より能野忍踏命を生じたまふ。亦は能野忍踏命と名す。其れ素戔嗚尊の生みたまへる兒、皆言に男なり。故、日神、方に素戔嗚尊より赤心有りけりと知ろしめし、便ち其の六男を取りて日神の子とし、天原を治らしめたまひ、即ち日神の生みたまへる三女神を以ては、葦原中国の宇佐島に降居さしめたまふ。今し海の北の道中に在し、号けて道主貴と曰す。此筑紫の水沼君等が祭れる神、是なり。燻は干なり。此には備と云ふ。

九月戊子条

十年の秋九月の乙酉の朔にして戊子に、身狭村主青、呉の献れる二鵝を授て、筑紫に到る。是の鵝、水間君が犬の為に嚙はれて死ぬ。別本に云はく、是の鵝、筑紫の織屋主麻呂が犬の為に嚙はれて死ぬ。是に由りて水間君、恐怖り憂愁へて、自ら黙すこと能はず。鴻十隻と養鳥人とを献り、以ちて罪を贖ふことを請ふ。天皇、許したまふ。冬十月の乙卯の朔にして辛酉に、水間君の献れる養鳥人等を以ちて、輕村・磐余村の二所に安置かしたまふ。

心神紀 是月(三十七年二月)条

是の月に、阿知使主等、吳より筑紫に至る。時に胸形大神、工女等を乞はすこと有り。故、兒媛を以ちて、胸形大神に奉る。是則ち、今し筑紫國に在る御使君が祖なり。既にして其の三婦女を率て、津国に至り、武庫に及びて、天皇崩りまし、え及はず。即ち大鷦鷯尊に献る。是の女人等の後は、今の呉衣織・蚊屋衣織、是なり。三十七年の春二月の戊午の朔に、阿知使主・都加使主を呉に遣し、織工女を求めしむ。爰に阿知使主等、高麗國に渡り、呉に達らむと欲ふ。則ち高麗に至れども、更に道路を知らず。道を知る者を高麗に乞ふ。高麗王、乃ち久礼波・久礼志二人を副へて導者とす。是に由りて、呉に通ること得たり。呉王、是に工女兒媛・弟媛・呉織・六織、四婦女を与ふ。

4) 古事記中卷 八神天皇

亦、百濟ノ國主照古王、牡馬吉定・牝馬吉定を、阿知吉師に付けて貢上りき。此ノ阿知吉師者、阿直史等之祖ノ...

5) 神功皇后御政前紀五十二年九月丙子条

五十二年の秋九月の丁卯の朔にして丙子に、久氏等、千熊長彦に従ひて詣り。則ち七枝刀一口・七子鏡一面と種々の重宝とを獻る。

6) 七支刀銘 奈良県天理市石上神宮藏

(表) 泰(和)四年十月十六日、丙午正陽、造百練、七支刀。百兵、宜供供侯王。...

7) 神功皇后御政前紀五十二年四月己卯条

十二年の夏四月の丙子の朔にして己卯に、身狭村主青と檜民使博徳とを具に出使したまふ。

8) 神功皇后御政前紀十四年正月戊辰条

十四年の春正月の丙寅の朔にして戊寅に、身狭村主青等、吳國使と共に、吳の獻れる手末の才伎、漢織・吳織と衣織の兄媛・弟媛等を送り、住吉津に泊つ。

9) 神功皇后御政前紀十四年三月各条

三月に、臣・連に命じて、吳使を迎へしめ、即ち吳人を楢原野に安置らしめたまふ。因りて吳原と名く。...

10) 履中紀五年三月朔条

五年の春三月の戊午の朔に、筑紫に居します三神、宮中に見れて言はく、「何ぞ我が民を奪ひたまふ。吾、今し汝に慚みせむ」とのたまふ。...

11) 履中紀五年十月甲子条

冬十月の甲寅の朔にして甲子に、皇妃を葬りまつる。既にして天皇、神の祟を治めたまはずして、皇妃を亡しを悔いたまひ、更に其の咎を求めたまふ。...

12) 雄略紀九年二月朔条

九年の春二月の甲子の朔に、凡河内直香賜と采女とを遣して、胸方神を禰らしめたまふ。香賜と采女と既に壇所に至り、香賜、此には阿加夫と云ふ。...

16) 類聚三格 元慶五年十月十日 太政官符

應准筑前國本社置從一位勳八等宗像大神社主事 上郡登美山。正六位上高階真人仲守。右得氏人内藏權助從五位下高階真人忠寧等解狀稱。...

17) 日本三代實錄 元慶五年十月十六日条

位勳八等宗像神社。准筑前國本社置神主、以高階真人氏人為之。十六日辛卯。大和國城上郡從一。

18) 延喜式 卷九 神名上 大和國条

宗像神社三座(みな名神大) 宗像郡四座(みな名) 宗像神社三座(みな名神大) 織幡神社(名神大)

19) 新抄格勅符抄 卷第十 卷抄

大神神 六十二戸筑前國 住吉神 卅六戸 阿曇神 八戸 宗像神 七十四戸(已上四社)

20) 延喜式 卷三 政所 卷二十八 神祭条

28名神の祭二百八十五座 (中略) 宗像神社三座 住吉神社三座

21) 日本後紀 承和七年四月丙寅条

右、國司の長官以下、例に准えて、散齋三日、致齋一日、ともに会して祭れ(祭 日ならびに幣を班つ儀はみな神祇官に准えよ。その幣はみな正税を用

22) 日本後紀 承和七年十一月丁丑条

丁丑、下総國香取郡、常陸國鹿嶋郡、紀伊國名草郡等の少領已上、三等已上の親を連任することを聽す。

23) 延喜式 卷一 四時祭上 祈年祭条

祈年の祭の神二千一百三十二座 大四百九十二座(三百四座は案上の官幣、一百八十八座は國司の祭とす) 小二千六百四十座(四百三十三座は案下の官幣、二千二百七座は國司の祭とす)

24) 延喜式 卷一 四時祭上 祈年祭条

國司の祭の神二千三百九十五座 大一百八十八座(東海道三十三座、東山道三十七座、北陸道十三座、山陰道三十六座、山陽道十二座、南海道十九座、西海道三十八座) 座別に糸三兩、綿三兩。



